

施設等利用費及び認証保育所等保育料補助金の申請について

荒川区では、区内に住所を有し、認可外保育施設等を利用する保護者の方を対象とした、保育料補助制度を実施しています。

本制度は、国の幼児教育・保育の無償化による給付（以下「施設等利用費」という。）と、区の独自の補助制度による給付（以下「認証保育所等保育料補助金」という。）から構成されており、ご利用の施設によって補助金額や支給要件が異なります。事業区分ごとに、補助要件や申請書類等が異なりますので、ご利用の事業がどの区分に該当するかを確認の上、申請してください。

なお、認可保育園等を利用されている方は、各認可施設で保育料が無償化されているため、認可外保育施設等の無償化（補助）対象となりません。

1 申請期限（厳守）※期限を過ぎての申請や追加書類の提出は受付できません。

事業区分（下表の⑧）	申請期間	区からの支払時期
ABCDE	令和8年9月1日(火)～9月18日(金)必着	11月下旬頃
F	令和8年9月1日(火)～10月2日(金)必着	

2 補助対象事業

①事業名	②対象児童 (7才年齢)	③税 区分	※下記は上限額			⑦主な支給要件	⑧事業 区分
			④施設等 利用費	⑤認証保育所等 保育料補助金	(④+⑤) ⑥補助金額計		
・認証保育所 ・認可外保育施設	3～5歳	—	3.7万	2.3万	6.0万	保育認定	A
	0～2歳	非	4.2万	2.5万	6.7万	保育認定	B
		課	0	6.0万	6.0万	指数15以上	C
・企業主導型保育事業	3～5歳	—	0	2.3万	2.3万	地域枠：保育認定	D
	0～2歳	非	0	2.5万	2.5万	従業員枠：認定不要	
		課	0	6.0万	6.0万	指数15以上	E
・一時保育 ・病児病後児保育 ・ファミリーサポートセンター事業 ・ベビーシッター利用支援事業	3～5歳	—	3.7万	0	3.7万	保育認定	F
	0～2歳	非	4.2万	0	4.2万	保育認定	
		課	0	0	0	—	—

◆本補助金は認可保育料との差額を支給するため、上記の補助金額は各項目の上限金額です。

【表の見方】

- ① 事業名・・・お子さんが利用する事業の区分を確認してください。
※認可外保育施設及び企業主導型保育事業は、国が定める「認可外保育施設指導監督基準」を満たす施設のみが対象です。指導監督基準を満たさなくなり、証明書の返還を求められた施設は対象外になるため、補助対象施設であるかは定期的にご確認ください。
- ② 対象児童・・・申請期間の4月1日現在のお子さんのクラス年齢をご確認ください。
- ③ 税区分・・・市区町村民税のことを表し、「非」は非課税世帯、「課」は課税世帯のことです。
- ④ 施設等利用費・・・国の幼児教育・保育の無償化による給付上限額を記載しています。企業主導型保育施設等に通っている期間は対象外です。令和8年10月以降は、3～5歳児の金額が40,300円に、0～2歳児の金額が45,700円に変更になる予定です。
- ⑤ 認証保育所等保育料補助金・・・保護者の保育料の負担を軽減するための区独自の補助制度であり、上限額を記載しています。第1子の方で令和7年4月～8月利用分までについては、認可保育園の保育料との差額を支給します。また、月ぎめ契約保育時間が120時間以上220時間までが補助の対象です。
- ⑥ 補助金額計・・・④と⑤の金額を合算した際の補助合計額を記載しています。
- ⑦ 主な支給要件・・・詳細は次ページをご確認ください。
※保育認定とは、「保育の必要性の認定」のことで、④施設等利用費の給付対象となる方は保育認定を受けている場合に、補助の対象となります。具体的には、「認可保育園等に申込みをし、すでに保育の必要性の認定を受けており、保育の必要性の事由が継続している方（2号認定または3号認定）」や、「新2号認定、新3号認定のを受けている方」が対象です。認定に関する手続きは、保育課入園相談係で行っています。
※指数とは、「(荒川区保育利用調整)基準指数」(別紙)に規定する指数のことです。

3 ホームページ

「荒川区トップページ」⇒検索欄に下記のキーワード（全部または一部）またはページIDを入力

- ・保育の必要性の認定（施設等利用給付）手続きについて 【ページID 2958】
- ・幼児教育・保育無償化対象施設・事業一覧 【ページID 2959】
- ・施設等利用費及び認証保育所等保育料補助金の申請（様式のダウンロード） 【ページID 2918】

4 補助金の交付要件（A～Hの事業区分ごとに、要件の全てを満たす方が対象です）

【事業区分：AB】

- ① 保護者及び対象児童がともに、荒川区に住所を有していること
- ② 対象児童が、対象事業利用時に荒川区から保育の必要性の認定を受けていること
- ③ 補助金の対象施設を利用しており、月ぎめ契約をしていること
- ④ 保育の必要性の認定事由が確認できること（現況確認）
- ⑤ 保育料等を納入していること（滞納していないこと）

【事業区分：CE】

- ① 保護者及び対象児童がともに、月の初日に荒川区に住所を有していること
- ② 保護者それぞれ（ひとり親の場合には当該保護者）が月の初日に「（荒川区保育利用調整）基準指数」に規定する指数15以上（65歳未満の同居の祖父母においては指数12（就労は11）以上）であること
- ③ 補助金の対象施設を利用しており、月の初日に在籍し、月120時間以上の月ぎめ契約をしていること
- ④ 保育料等を納入していること（滞納していないこと）

【事業区分：D】

- ① 「地域枠の方」は従来の保育認定（教育・保育給付認定。2号・3号認定）を受けていること
※従業員枠の方は区から認定を受ける必要はありません（施設側で認定済み）。
- ② 保護者及び対象児童がともに、月の初日に荒川区に住所を有していること。
- ③ 企業主導型保育事業(*)を利用して、月の初日に在籍し、月120時間以上の月ぎめ契約をしていること
- ④ 保育料等を納入していること（滞納していないこと）
(*)ただし、国が定める「認可外保育施設指導監督基準を満たす」施設に限ります。

【事業区分：F】

- ① 保護者及び対象児童がともに、荒川区に住所を有していること
- ② 対象児童が、対象事業利用時に荒川区から保育の必要性の認定を受けていること
- ③ 保育の必要性の認定事由が確認できること（現況確認）
- ④ 補助金の対象施設を利用していること
- ⑤ 保育料等を納入していること（滞納していないこと）

5 提出書類（全て揃えた上で、一度にご提出ください）

【全ての事業区分に共通】

- ① 「荒川区施設等利用費の支給申請書 兼 認証保育所等保育料補助金交付申請書（申請者が記入）」
※補助申請期間及び前年度において転入・転出があった場合にはその日付を必ずご記入ください。
記入が無い場合、補助金の額を正しく算出できない場合があります。
- ② 「荒川区施設等利用費の支給請求書 兼 認証保育所等保育料補助金交付請求書（申請者が記入）」
- ③ 「領収書兼特定子ども・子育て支援提供証明書 兼 認証保育所等保育料補助金対象利用料証明書（申請者及び利用施設が記入）」
※【月ぎめ保育施設用】と【月ぎめ保育施設以外用】と2種類ありますので、該当の施設様式を記入の上、利用した施設から証明を受けてください。

- ④ **外国籍の方 世帯全員（保有者）の在留カードの写し（両面）**

【事業区分：A B D F】

上記①～④に加えて以下の2つの書類（現況確認）

(1) 施設等利用給付認定現況届

(2) 保育が必要な状況が継続していることを確認できる書類（就労証明書（現況用）、区指定の診断書等）

＜現況確認とは＞

※施設等利用給付認定は、保育を必要とする事由が継続していることを確認するため、所定の時期に現況届の提出が必要となります。提出がない場合、保育を必要とする事由に該当するかの確認ができないため、施設等利用費の支給対象となりませんのでご注意ください。また、認定期間の延長や変更等を行う場合は、別途所定の手続きが必要です。

【事業区分：C E】

上記①～④に加えて以下の書類

(1) 保育実施基準の指数を証明する書類（父母及び65歳未満の同居の祖父母）

保育の事由	提出が必要な証明書類
就労 (育児休業中を含む)	「就労証明書（補助金用）」※外勤・自営業共通 ※認可保育所の申込みに提出している場合でも本申請様式（証明期間6か月分）での提出が必要です。 ※補助金申請期間分の就労状況の証明書を提出してください。
就労内定	「就労証明書」（就労開始（予定）日もしくは、雇用（予定）期間を必ず記入）
病気療養・看護	育児が困難であると判断できる医師の診断書または看護が必要と判断できる書類 ※区指定様式を使用し、証明日が申請提出の3か月以内であり、「証明内容が補助申請期間の状況を確認できるもの」をご用意ください。
就学	在学証明書・時間割など（在学先で証明を受けてください）

※別途書類のご提出を頂く場合があります。また、記載内容について証明者に確認をとる場合があります。

※育児休業の取得期間における補助金の支給には制限があります。詳しくはFAQ 21をご確認ください。また、支給対象となる場合には、「就労証明書（育児休業用）」、「育児休業給付金支給決定通知書」を提出してください。

(2) 令和6年1月2日以降に荒川区に転入された方、単身赴任等で荒川区外の自治体にお住まいの方
下記補助金申請月に該当する「住民税納税通知書または住民税課税（非課税）証明書（コピー可）」

補助金申請月	証明年度	取得場所
令和7年4月から令和7年8月まで	令和6年度分	令和6年1月1日にお住まいの自治体
令和7年9月から令和8年8月まで	令和7年度分	令和7年1月1日にお住まいの自治体
令和8年9月から令和9年8月まで	令和8年度分	令和8年1月1日にお住まいの自治体

※海外から転入された方は、補助金申請月に該当する「収入申告書」、「申告内容を証する給与明細等」をご提出ください。

6 補助金の対象範囲

項目	A B	C D E	F
契約時間	月ぎめ契約時間の月120時間以上220時間まで		利用時間
月額保育料	対象	対象	対象
給食代	対象 (施設等利用給付では対象外)	対象	対象外
月極延長保育料	対象	対象	対象外
スポット延長保育料・教材費	対象外	対象外	対象外
入園料、おむつ代、補食代、雑費等	対象外	対象外	対象外

7 補助額

【事業区分：A B】

施設等利用費及び認証保育所等保育料補助金額の、各補助上限内における補助額を合算した額。

<区分Aの計算例>

- ・認可外保育施設を利用する3～5歳児の世帯
- ・保育料（月ぎめ保育料）…65,000円
- ・認可保育料（月ぎめ保育料）…0円 の場合（3～5歳児クラスは国の無償化対象）
（保育料）65,000円 > 施設等利用費の補助額 37,000円 + 認証保育所等保育料補助金 23,000円
⇒（補助上限）60,000円（＝補助金額） ※5,000円は保護者負担額

【事業区分：C E】

補助対象利用料（月極保育料や給食費等）等の、保育所等に支払っている金額（補助上限以内）と、荒川区認可保育園に在籍した場合の月額保育料（認可保育料）との差。

※認可保育料は世帯の所得によって異なるため、補助額は児童によって異なります。

※令和7年9月以降は東京都の第1子保育料無償化の取組により、すべての児童の認可保育料を0円として算定します。

<区分Cの計算例>

- ・認可外保育施設を利用する0～2歳児の課税世帯
- ・保育料（月ぎめ保育料）…65,000円
- ・認可保育料（月ぎめ保育料）…23,600円 の場合
（保育料）65,000円 ⇒（補助上限）60,000円 - 23,600円 = 36,400円（＝補助金額）
保護者の支払額は65,000円ですが、補助上限額は60,000円のため、5,000円を引いたのちに認可保育料との差額を算出。 ※28,600円は保護者負担額

【事業区分：D】

認証保育所等保育料補助金の額（ただし、保育料から、事業者側の無償化による給付を差し引いた後、負担額が発生する方のみ対象）

（計算例）

- ・企業主導型保育事業を利用する0～2歳児の課税世帯
- ・差し引き後の月極保育料負担額…10,000円 の場合
（補助上限）60,000円 > 保育料 10,000 ⇒ 認証保育所等保育料補助額 10,000円（＝補助金額）

【事業区分：F】

施設等利用費の額を上限とした、保育料の金額

8 留意点(重要事項ですので内容を十分ご確認ください)

① 申請書類を全て揃えた上でご提出ください。

補助金の審査は、提出された書類で行ないます。不足書類や不備があった場合は正しく審査できず補助金の交付ができないことがあります。一度提出された書類の差替えや追加等は受け付けませんのでご了承ください。

② 消えるボールペンを使用した書類は書類不備といたします。

申請書類には、消えるボールペンを使用しないでください。また、勤務証明書についても同様に書類不備といたします。

③ 訂正部分は二重線で抹消し、訂正印を押印の上で正しい内容をご記入ください。修正液等は使用しないでください。

④ 押印は訂正印を含めすべて同じ印鑑を使用してください。また、簿記印は不可です。

⑤ 郵送で提出した場合の未着について、区は一切責任を負いません。

⑥ 提出された書類については、返却やコピー等をすることはできません。

控え等が必要な場合には、提出をする前にご自身でコピーをする等をしてください。また、住民税納税通知書や住民税課税(非課税)証明書についてはコピーの提出でも有効です。原本がお手元に必要な場合にはご自身でコピーをした上で提出してください。

⑦ 偽りその他の事情により過払となった補助金は、判明次第、返還していただきます。

【申請書の提出先】

＜窓口へ持参する場合＞

荒川区 保育課保育管理係（本庁舎2階 14窓口）

＜郵送する場合＞

〒116-8501

荒川区荒川2-2-3

荒川区 保育課保育管理係

認可外保育施設保育料補助担当 宛

【問い合わせ先】

＜補助金に関する事＞

保育課 保育管理係

03-3802-3111（内線：3822、3845）

＜保育の必要性の認定に関する事＞

保育課 入園相談係

03-3802-3111（内線：3825～27、3847）

【FAQ】

共通事項

Q1 保育料や利用料の領収書や契約書の写しの提出は必要ですか。

A1 原則、提出は不要です。「領収書兼特定子ども・子育て支援提供証明書 兼 認証保育所等保育料補助金対象利用料証明書」を利用した保育施設等から発行をうけ、申請書と合わせて提出してください。また、同一月に複数の施設を利用した場合には、施設ごとに証明書の発行が必要です。

Q2 補助額が知りたいです。試算してもらえますか。

A2 試算はしておりません。補助額は、補助金の申請をされた方に対して所定の時期に書面で通知します。

Q3 利用している施設の種別がわかりません。

A3 利用施設の種別がわからない場合は、施設へ直接お問い合わせください。

Q4 テレワークの推進により勤務証明書の発行に時間がかかります。あとから送ってもいいですか。

A4 申請書類は全て揃ってからまとめて提出してください。勤務証明書の様式は区のホームページに掲載しておりますので、勤務先の担当部署の方が直接ダウンロードして頂くことも可能です。

Q5 各種証明書の有効期間はありますか。

A5 発行日から起算して3か月以内が有効です。申請期間に間に合わず次回に申請される場合には改めて取得いただきますのでご注意ください。なお各種証明書の具体例は、就労証明書、課税証明書、謄本、履歴事項全部証明書などです。

施設等利用費について

Q6 専業主婦（夫）のため、保育の必要性の認定を受けることができません。補助金は出ますか。

A6 保育の必要性の認定がない方は施設等利用費の対象外です。

Q7 これまで保育の必要性の認定を受けていません。認定を受けるにはどうすれば良いですか。

A7 認定を受けていない場合は、保育課入園相談係で必要な手続きを行ってください。認定はさかのぼることはできませんのでご注意ください。また、認定された後に、退職、転職等保護者の状況に変化があり、申請時や現況確認時と内容が異なる場合は、認定要件が変更又は消滅する場合がありますので、必ずご連絡ください。

Q8 保育の必要性の認定を受けていない期間に、保育の必要性が補助要件の事業を利用しました。後から認定を受けても、遡って補助金の対象になりますか。

A8 補助金の対象にはなりません。保育の必要性の認定期間が補助対象期間です。

Q9 ファミリーサポートセンター事業はどのような内容であれば子育てのための施設等利用費の対象となりますか。

A9 原則として「預かり」が対象となります。「預かり」と併せて利用される「送迎」については、「預かり」と一体的に行われることから施設等利用費の対象となりますが、「送迎」のみの利用は対象外です。

Q10 一時保育事業、病児・病後児保育事業は、どのような費用が施設等利用費の対象となりますか。

A10 保育料のみが対象であり、給食代や延長保育料については対象外です。

Q11 過去に保育の必要性の認定を受けました。本補助金申請にあたり認定の手続きは必要ですか。

A11 保育の必要性の認定期間である場合には、改めての手続きは不要です。認定期間は、「施設等利用給付認定書（新3号・新2号）」または、「教育・保育給付認定決定通知書（3号・2号）」でご確認ください。

Q12 保育の必要性の認定を受けています。現況届の提出対象かがわかりません。

A12 補助要件が「保育認定」の方は現況届の提出が必要です。ただし、令和8年4月1日以降に、保育の必要性の認定を受ける又は継続をするために、当該手続き類及び保育の必要性を証明する書類を提出された方は、提出を省略することができます。

Q13 「現況届」とは何ですか。

A13 保育の必要性の認定を受けたあとも、その認定期間に関わらず、認定の事由が継続しているかを毎年所定の時期に確認をします。現況届の提出対象者で、提出が無い場合には補助金の対象外となります。

認証保育所等保育料補助金について

Q14 認可保育園に在園した場合の保育料はどのように決まりますか。

A14 保護者の所得に応じた区民税によって算定されます。(4月から8月までは前年度、9月から翌3月までは当該年度の住民税)

Q15 前回申請をし忘れしました。併せて申請できますか。

A15 前年度までに限り、さかのぼって申請ができます。必要書類を揃えて申請をしてください。

Q16 第1子です。認可保育園に在園した場合の保育料は0円になりますか。

A16 第1子の保育料は令和7年9月から無償化の対象となりました。令和7年9月以降申請分については、認可保育料をゼロ円として補助金を算出します。

Q17 自営業における証明は何を提出すればいいですか。

A17 就労証明書(補助金用)を両面記載いただき、営業許可証、開業届、登記簿謄本、履歴事業全部証明書、確定申告書、請負契約書等、事業内容が確認できる書類を申請時期毎に提出してください。認可保育園申込時同様の書類が必要となります。また、不定期な業務内容の場合には、月ごとに事業活動のわかるもの(スケジュール表等)も併せて添付してください。

Q18 子どもの病気で勤務日数が減ってしまいました。考慮してもらえますか。

A18 指数判定は勤務証明書に記載された日数と時間より行います。祝日や病気等で日数が減ってしまう月が生じることを考慮し、6か月の勤務実績のうち、就労による指数が15以上を超える月が3か月以上あった場合、残りの月は勤務時間が72時間を超えていれば対象とします。いかなる事情でも追加書類や申出は受け付けませんので、ご了承ください。

Q19 勤務先より発行を受けた勤務証明書の内容が間違っていました。再提出、再審査はできますか。

A19 申請後の書類の差替えや追加の受け付けはしておりません。提出をする前に、申請者の方ご自身で勤務日数に有休や休息時間が含んで記載されているか等、記載内容が全て正しいかを良く確認をしたうえで提出をしてください。なお修正をする場合には、証明書を発行した方(事業者等)が、修正箇所を二重線で抹消のうえ「社判」等を訂正印として押印し、正しい内容を追記してください。

Q20 提出した勤務証明書の他にもう1か所で勤務していました。追加書類の提出、審査はできますか。

A20 申請、交付不交付決定後の書類の差替えや追加等の受け付けはしておりません。提出をする前に、審査に必要な書類が全て揃っているかを良く確認をした上で提出をしてください。

Q21 育児休業中でも補助金の対象になる場合はありますか。

A21 基本的には対象外ですが、就労を要件でお子さんを預けていた場合で、次のケースの場合には対象です(父母の一方が当該休業を取得している方で、「育児休業給付金支給決定通知書」の写しの添付が必要)。

ケース1：対象児童の育児休業中の場合又は下のお子さんの育児休業中に上のお子さんを預けた場合

- ・月の初日に職場復帰→復帰した前月からが補助の対象
- ・月の途中に職場復帰→復帰した月からが補助の対象

ケース2：就労を理由に対象児童を預けていた場合で、下のお子さんを出産し、育児休業を新たに取得した場合に、下のお子さんが1歳になる年の年度末までが補助の対象※下のお子さんが保育園等を利用した場合は下のお子さんは上記「ケース1」の「対象児童」に該当。

企業主導型保育施設について

Q22 企業主導型保育施設を利用しています。補助金の対象になりますか。

A22 無償化対象者については、施設側で標準的な利用料の金額を減額しており、施設等利用費の対象ではありません。ただし、国が定める「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」が交付されている施設の場合、認証保育所等保育料補助金の対象になります。証明書交付の有無については、直接施設にお問い合わせください。

基準指数

類型	細目			実施期間	指数
居宅外労働	月 20 日以上	月 160 時間以上(1 日 8 時間以上)の就労を常態		雇用期間が終了する月の末日まで	20
		月 120 時間以上 160 時間未満(1 日 6 時間以上 8 時間未満)の就労を常態			18
		月 80 時間以上 120 時間未満(1 日 4 時間以上 6 時間未満)の就労を常態			16
	月 16 日以上	月 128 時間以上(1 日 8 時間以上)の就労を常態			18
		月 96 時間以上 128 時間未満(1 日 6 時間以上 8 時間未満)の就労を常態			16
		月 64 時間以上 96 時間未満(1 日 4 時間以上 6 時間未満)の就労を常態			14
	月 12 日以上	月 96 時間以上(1 日 8 時間以上)の就労を常態			16
		月 72 時間以上 96 時間未満(1 日 6 時間以上 8 時間未満)の就労を常態			14
		月 48 時間以上 72 時間未満(1 日 4 時間以上 6 時間未満)の就労を常態			12
居宅内労働	月 20 日以上	月 160 時間以上(1 日 8 時間以上)の就労を常態			20
		月 120 時間以上 160 時間未満(1 日 6 時間以上 8 時間未満)の就労を常態			18
		月 80 時間以上 120 時間未満(1 日 4 時間以上 6 時間未満)の就労を常態			16
	月 16 日以上	月 128 時間以上(1 日 8 時間以上)の就労を常態			18
		月 96 時間以上 128 時間未満(1 日 6 時間以上 8 時間未満)の就労を常態			16
		月 64 時間以上 96 時間未満(1 日 4 時間以上 6 時間未満)の就労を常態			14
	月 12 日以上	月 96 時間以上(1 日 8 時間以上)の就労を常態			16
		月 72 時間以上 96 時間未満(1 日 6 時間以上 8 時間未満)の就労を常態			14
		月 48 時間以上 72 時間未満(1 日 4 時間以上 6 時間未満)の就労を常態			12
	内職	月 20 日以上月 80 時間以上(1 日 4 時間以上)月収 5 万 5 千円以上の内職を常態			15
月 12 日以上月 48 時間以上(1 日 4 時間以上)月収 3 万 5 千円以上の内職を常態		11			
就労内定または求職中	月 20 日以上	月 160 時間以上(1 日 8 時間以上)の就労を常態とする内定		3か月以内	15
		月 80 時間以上 160 時間未満(1 日 4 時間以上 8 時間未満)の就労を常態とする内定			13
	月 16 日以上	月 128 時間以上(1 日 8 時間以上)の就労を常態とする内定			13
		月 64 時間以上 120 時間未満(1 日 4 時間以上 8 時間未満)の就労を常態とする内定			11
	月 12 日以上	月 96 時間以上(1 日 8 時間以上)の就労を常態とする内定			11
		月 48 時間以上 96 時間未満(1 日 4 時間以上 8 時間未満)の就労を常態とする内定			9
	求職のため日中の外出を常態		8		
・就労時間には休憩時間を含む。 ・育児短時間就労を取得中または取得予定の場合でも、正規的就労時間を基に基準指数を算定する。					
就学・技能習得(※1)	・学校教育法に定める学校等、国・都・市町村設置の職業訓練施設等で就職又は事業開始に必要な技能習得中で昼間、外出を常態としている場合 ・就職または事業開始に必要な技能習得中で昼間、外出を常態としている場合			必要としなくなった月の末日まで	16
	語学習得のための各種専門学校等に通学している場合				10
※1 就学・技能習得のため現に保育に当たることができない場合で、原則として昼間(保育園開園時間中)月 12 日以上、1 日 4 時間以上の通学・通所を要するものをいう。					
妊娠・出産	出産前後で休養を要するために保育が困難な場合			5か月以内	12
疾病・心身障がい等	疾病	入院		必要としなくなった月の末日まで	20
		在宅	寝たきり		20
			精神性疾患・感染性疾患		20
			一般療養		16
	心身障がい等	身障手帳(身体障害者手帳)1級・2級 愛の手帳(東京都療育手帳)1度・2度・3度			20
		身障手帳(身体障害者手帳)3級 愛の手帳(東京都療育手帳)4度			16
身障手帳(身体障害者手帳)4級		12			
介護	付添い介護	通院・通所等で週3日以上介護			16
	自宅療養	居宅内での寝たきり高齢者・重度心身障がい者等の常時介護			20
		上記以外			14
災 害	災害等による家屋の損傷、その他災害復旧のため保育に欠ける場合				20
両親不存在	死亡・行方不明・拘禁等				20

- ・基準指数の表に掲げるものの外、明らかに保育が必要と認められる場合は、該当案件ごとに基準指数を算定する。
- ・居宅内労働とは、自営等で自宅で勤務していることです。